

上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業 認定費補助金

働きやすい職場環境づくりやワーク・ライフ・バランスの推進を図るため、厚生労働省において、働きやすい取組を行う優れた企業を認定する各種認定制度が設けられています。

市では、各種認定制度に新たに申請するため、申請書類等の作成を社会保険労務士等に委託した場合、その費用を補助します。

厚生労働省の各種認定制度



えるぼし
認定

女性が活躍しやすい
企業の証



くるみん
認定

仕事と子育ての両立が
しやすい企業の証



ユースエール
認定

若者が働きやすい
企業の証



もにす
認定

障害者が働きやすい
企業の証

補助対象事業者

- 次のいずれにも該当すること
- 市内に主たる事業所を有する中小企業者等(注)
 - 申請日時点で継続して事業を行い、かつ、交付決定以降も事業を継続する意思があること
 - 市税を滞納していないこと
 - 申請年度と同一年度内に、次のいずれかの認定を受けること
 - ・えるぼし認定
 - ・くるみん認定
 - ・ユースエール認定
 - ・もにす認定

(注) 中小企業信用保険法 第2条第1項第1号、第2号 及び第6号に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律 第3条第1項に規定する事業協同組合、企業組合及び協業組合等

補助内容

- 補助対象事業
 - ・えるぼし認定
 - ・ユースエール認定
 - ・くるみん認定
 - ・もにす認定
- 補助対象経費
補助対象事業の認定申請に関し、書類の作成等を社会保険労務士等に委託した際の委託料
- 補助額
補助対象経費の1/2の額
(千円未満切り捨て、上限10万円)

申請の流れ

申請者

- ①補助金申請
補助対象事業の認定制度に申請する前に、次の書類をそろえて申請する。
 - ・上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金交付申請書(第1号様式)
 - ・社会保険労務士等への委託に係る見積書の写し
- ④実績報告
補助対象事業の認定受けた日から30日以内または申請年度の年度末のいずれか早い日までに、次の書類をそろえて報告する。
 - ・上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金実績報告書(第3号様式)
 - ・社会保険労務士等への委託に係る領収書の写し
 - ・補助対象事業の認定に係る基準適合一般事業主認定通知書の写し

上越市

- ②受理、審査
- ③交付決定を通知
- ⑤実績報告を受理、審査後、交付額を確定し、補助金を交付する。

制度の詳細・相談・お問合せ

申請書類・詳細等は、上越市ホームページをご確認ください。
上越市トップページ>組織でさがす>産業政策課>上越市ワーク・ライフ・バランス推進企業認定費補助金
お問合せ先：上越市産業部産業政策課 労働係 025-520-5730(直通)

